主文 被告が原告に対し平成12年1月18日付けでした原告の平成7年分贈与税の決定処分及び無申告加算税賦 課決定処分をいずれも取り消す

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

主文と同旨 事案の概要

本件は、原告が、その取引先である非上場会社の株式を、同社の会長職にあった者から売買によって譲り受けたところ、税務署長である被告が、当該株式の譲受けは相続税法7条の「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当すると認定し、当該譲受けの対価と被告が独自に算定した当該株式の時価との差額に相当する金額を課税価 

相続税法

(1) 相続税法 ア 著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があった時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があった時における当該財産の時価(当該財産の評価について相続税法第3章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額)との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与(当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈)により取得したものとみなす(7条本文)。イ 株式の譲渡を受けた者が、7条の規定により、当該譲渡の対価と当該株式の時価との差額に相当する金額を贈与により取得したものとみなされる場合の当該金銭は、当該株式の発行法人の本店又は主たる事務所の所在地におり取得したものとみなされる場合の当該金銭は、当該株式の発行法人の本店又は主たる事務所の所在地におのとし(10条1項12号、8号)、贈与により相続税法の施行地にある財産を取得した個人は、日本国籍を有さず、かつ、当該財産を取得した時において同法の施行地に住所を有しない者であっても贈与税を納める義務があり(1条の4第3号)、その者については、その年中において贈与により取得した財産で同法の施行地にあるものの価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする(21条の2第2項)。
(2) 贈与税の課税価格計算の基礎となる財産の評価に関する基本的な取扱いを定めたものとして国税庁長官が各国税局長あてに発した財産評価基本通達(昭和39年4月25日付け直資56、直審(資)7国税庁長官通達(平成7年6月27日付け課評2-6による改正前のもの)。以下「評価通達」という。こ1)があり、同通達には次のような定めが置かれている。

な定めが置かれている。

ア 財産の時価とは、課税時期(贈与により財産を取得した日又は贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日をいう。)において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、評価通達の定めによって評価した価額による(1項(2))。ただし、評価適達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価 する (6項)

取引相場のない株式(上場株式及び気配相場等のある株式以外の株式をいう。 168項) のうち,

イ 取引相場のない株式(上場株式及び気配相場等のある株式以外の株式をいう。168項)のうち、大会社(従業員数が100人以上の会社などをいう。178項)の株式の価額は、類似業種比準価額によって評価すること(以下この方式を「類似業種比準方式」という。)を原則とするが、納税義務者の選択により、1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価することもできる(179項(1))。類似業種比準価額とは、類似業種の株価並びに1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)を基とし、評価通達に定める算式によって計算した金額をいう(180項)。ただし、「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、後記中によって評価する(178項)。ウ 「同族株主以外の株主等が取得した株式」とは、同族株主のいる会社の株式のうち同族株主以外の株主の取得した株式などをいい、この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者(親族その他の法人税法施行令4条に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。)の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の30パーセント(その評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の30パーセント(その評価会社の株主及びその同族関係者をいう(188項(1)。「同族株主以外の株主等が取得した株式」の価額は、その株式に係る年配当金額 その株式の1株当たりの資本金の額

10パーセント 50円

という算式によって計算した金額によって評価する(上記算式の「その株式に係る年配当金額」は、1株当たりの資本金の額を50円とした場合の金額である。以下この方式を「配当還元方式」という。)(188-2項)。 2 前提となる事実(証拠の付記のない部分は当事者間に争いがない。)

課税処分等の経緯

ア 原告は、オーストラリア連邦の国籍を有し、同国に住所を有する外国人である。 イ 原告は、平成7年2月16日付けの売買契約により、当時、A社(本店所在地東京都大田区。)の取締役会長であったP1(平成〇年〇月〇日死亡。以下「譲渡人」という。)から、同人の有する同社の株式63万株(以下「本件株式」という。)を、総額6300万円(1株当たり100円)で譲り受けた(以下この取引を「本件売買取引」と

いう。)。 ウ 被告は、本件売買取引による原告の本件株式の譲受けが、相続税法7条の「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当するものと認定し、かつ、原告が、平成7年分贈与税の申告書を提出していなかったことから、平成12年1月18日付けで、次のとおり、原告の同年分贈与税の決定処分(以下「本件決定処分」という。)及び無申告加算稅賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」といい、本件決定処分と併せて「本件各処分」という。)をした。なお、本件各処分における本件株式の評価額は、150455000円であった。

4億3155万0000円 2億9076万5000円

贈与税の課税価格納付すべき税額 無申告加算税 4361万4000円

無申告加算税 工 原告は、本件各処分をいずれも不服として、平成12年3月1日、東京国税局長に対し、異議申立てをした ところ、東京国税局長は、同年11月1日、これを棄却する旨の決定をした。 オ さらに、原告は、前記エの決定を不服として、平成12年11月29日、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成14年12月20日、これを棄却する旨の裁決をした。 カ そこで、原告は、平成15年3月19日、本件訴訟を提起した。 (2) 本件売買取引に関連する事実 ア A社は、昭和22年に設立された、電子秤等の製造、販売等を事業内容とする非上場会社であり、世界初の電子秤を開発するなど、電子秤の分野では国内のトップシェアを占め、従業員数は1000人を超え、国内に30数箇所

の営業所を有し、海外にも工場がある。同社の平成6年末における発行済株式数は960万株、1株当たりの券面額は50円であり、資本金の額は4億8000万円であった。同社の同年1月1日から同年12月31日までの間の事業年度の貸借対照表においては、資産の合計額209億2032万円、負債の合計額132億0147万円、資本の部の合計額77億1885万円が計上され、同事業年度の損益計算書においては、売上高として277億6621万円が計上されている。同社の関連会社として、B社及びC社(同社の事務所はオランダ王国にある。)がある。(甲5、乙4、 弁論の全趣旨)

イー D社は、原告の祖父が1896(明治29)年に設立した会社であり、原告は、昭和42年から平成6年まで同社の社長を務め、その後は同社の会長職にある。D社は、オーストラリア(平成2年ころからはニュージーランドを含む。)において、計量器の販売等の事業を営み、昭和50年以降はA社の海外代理店として、同社製の電子秤を独占

的に販売し<u>て</u>いる。 (甲10, 甲12, 甲13)

本件売買取引と同じ日(平成7年2月16日)付けの売買契約により、譲渡人から、同人の有する 原告は, B社の株式900株を総額45万円(乙3の1, 2), C社の株式281株を総額2万8100ギルダー(平成7年3月29日当時の為替レートで160万6477円)でそれぞれ譲り受けた。
エー本件売買取引及び前記ウの各売買取引によって、A社、B社及びC社の株主の株式保有割合(発行済株式数

に占める保有株式数の割合)は、別表記載のとおり変動した。

オ 原告は、本件株式及び前記ウの各株式の購入資金として、平成7年3月31日、株式会社第一勧業銀行(現みずほ銀行。以下「第一勧銀」という。)シドニー支店から、E社名義で6600万円を借り入れ(以下「本件借入」という。)、同日、第一勧銀大森支店の譲渡人名義の預金口座にこれらの各株式の購入代金合計6505万6477円を いう。)、送金した。

大会・ 力 譲渡人は、本件借入に際し、次のとおりの約定により、E社の債務を保証した。譲渡人の死亡後は、P2 ( 譲渡人の長男)が、同一内容の保証契約を第一勧銀との間で結んだ。 (ア) 保証人は、本件借入及びこれに付帯する一切の債務について、債務者と連帯して保証債務を負う。 (イ) 保証人は、債務者の第一勧銀に対する預金その他の債権をもって相殺しない。 (ウ) 保証人が保証債務を履行した場合、代位によって第一勧銀から取得した権利は、同行の同意がなければ 行使しない。同行の請求があれば、その権利又は順位を同行に無償で譲渡する。 キ 譲渡人は、平成6年中に、A社の株式を次のとおり売却した(以下これらを「本件売買実例」という。)。

十 譲渡人は、平成6年中に、A社の株式を次のとおり売却した(以下これらを「本件売買実例」という。)。 (ア) 平成6年7月27日付け(受渡日同日)で、株式会社富士銀行(現みずほ銀行。以下「富士銀行」という。)に対し、A社の株式8万株を総額6344万円(1株当たり793円)で売却した。 (イ) 平成6年7月28日付け(受渡日同年8月2日)で、ダイヤモンドキャピタル株式会社(以下「ダイヤ

ンドキャピタル」という。)に対し、A社の株式2万5000株を総額1990万円(1株当たり796円)で売却

(ウ) 平成6年7月28日付け(受渡日同年8月2日)で、株式会社三菱銀行(現東京三菱銀行。以下「三菱銀行」という。)に対し、A社の株式2万5000株を総額1990万円(1株当たり796円)で売却した。 (エ) 平成6年9月19日付け(受渡予定日同月20日)で、第一勧銀に対し、A社の株式1万6000株を総額1268万8000円(1株当たり793円)で売却した。 (オ) 平成6年9月20日付け(譲渡年月日同日)で、東京ベンチャーキャピタル株式50708070

以下「東京ベンチャーキャピタル」という。)に対し、A社の株式6万4000株を総額5075万2000円 (1株当たり793円) で売却した。

税額等に関する被告の主張

被告が本件訴訟において主張する原告の平成7年分贈与税の課税価格及び納付すべき税額は、次のとおりであ

(1) 贈与税の課税価格 4億3722万000円 当該金額は、原告が譲渡人から取得した本件株式の数(63万株)に、1株当たりの時価794円(後記4(1))を乗じた金額5億0022万円と本件株式の売買金額6300万円との差額であって、相続税法7条の規定に基づき原告が贈与により取得したものとみなされる金額である。 (2) 納付すべき税額 2億9473万4000円 当該金額は、前記(1)の課税価格から贈与税の基礎控除額60万円(相続税法21条の5)を控除した金額4億3662万円に税率(同法21条の7)を適用して算出した金額であり、本件決定処分における原告の納付すべき金額(2億9076万5000円)はこの範囲内にある。 4 本件決定処分の適法性に関する争点①一本件株式の時価(証価を含むに

個(2億90 / 6 / 7 6 / 7 6 0 0 0 円)はこの範囲内にある。 4 本件決定処分の適法性に関する争点①一本件株式の時価(評価通達の評価方式によらないことの相当性) A社は、評価通達に規定する大会社であるが、また同時に、譲渡人の親族らにより構成される同族株主のいる会 社にも該当し、原告は同族株主以外の株主に該当するから、評価通達の定めを適用すると、本件株式の価額は、配当還 元方式により評価されるべきこととなる。この点は当事者間に争いがなく、配当還元方式により算出される本件株式の 価額は、1 株当たり 7 5 円と認められる(甲3、弁論の全趣旨)。争いがあるのは、本件株式について評価通達に基づ く評価方式によらないことが正当と是認されるような特別の事情があるかどうか、また、そのような特別の事情がある として本件株式の時価はいくらと評価するのが相当か、という点である。 (1) 被告の主張

として本件株式の時価はいくらと評価するのが相当か、といっ点である。
(1) 被告の主張
ア 本件売買取引等の事情に照らせば、本件株式の時価の算定について、配当還元方式によって算定することは極めて不合理であり、評価通達に基づく評価方式によらないことが正当と是認されるような特別の事情があるといえる。
(ア) 原告は、本件売買取引及びこれと同時に行われたA社の持株会社ともいえるB社及びC社の株式の売買取引によって、A社における譲渡人の地位を裏付けていた株式のほとんどを取得し、かつ、A社における個人株主の中心にあった譲渡人の親族らが保有する株式数を超えて、筆頭株主の地位を得たものであり、保有株式数を見る限り、A社の中心にあった譲渡人の地位の後継者たる地位を取得したものといえる。
また、原告は、本件株式の取得資金を本件借入によって賄っているが、本件借入は譲渡人による保証を前提として実行され、譲渡人が死亡した後も譲渡人の相続人が当該保証を引き継いでいる。すなわち、原告は、譲渡人から便宜を受けることにより、実質的な金銭的支出を行うことなく、本件株式を取得しており、原告と譲渡人とは、極めて密接な関係にあったことが認められる。
以上に照らせば、本件売買取引により原告が取得した地位は、A社の事業経営に相当の影響力を与え得るものであるから、これを配当還元方式による評価方法を定めた評価通達が予定しているような、事業経営への影響力及び支配力を有しないか、あるいは、極めて影響力の少ない少数株主と同視することはできない。
(イ) 本件売買取引における本件株式の価額は、本件売買実例により把握される本来の時価に照らし、不当に低額である。

後記イのとおり、本件売買実例におけるA社の株式の売買価額は、客観的時価を適切に反映しているものと認められるところ、配当還元方式によった場合には、これより著しく低額に算定されることとなって不当であり、このこと自体が配当還元方式によらないことが正当と是認されるような特別の事情に当たる。 (ウ) 本件売買取引における株価の決定経緯についての原告の本件訴訟における説明は、あいまいかつ不自然

で信用できず、そもそも原告は、異議申立て及び審査請求の際には、評価通達に定める配当還元方式によって決定した旨明言していたのであるから、本件売買取引における取引価格は、評価通達に定める配当還元方式によって算出した金額ないしこれを上回る価格となるように定められたものと解するべきである。ちなみに、A社の平成5年12月期の1株当たりの配当金額は10円であり、これを基準に評価通達に定められた10パーセントの利率による配当還元方式を適けなると、1株当たり100円が算出される。しかしながら、A社は、前記のとおりの大企業であり、年平均約20パーセントの利益配当を行っている優良企業であって、また、本件売買取引当時(平成7年)は、預入金額1000万円以上の定期預金の利回りが1.135パーセント、原告の借入金の調達金利が1.43パーセントという経済情勢にあったのであるから、A社の株式を経済取引を目的とする当事者間で売買する場合に、経営基盤の弱い中小企業にも適用されるため評価上の危険負担を考慮して高い資本還元率(10パーセント)が設定されている評価通達どおりの配当還元方式で株価を算定するなどということは考えられない。ちなみに、A社の配当を年間20パーセント(1株当たり10円)と見込み、資本還元率として1.135パーセントを適用すると1株の株価は881円となり、1.43パーセントを適用すると699円となる。

る。 また、譲渡人の立場からすれば、本件売買実例に係る金融機関等も、原告も、共にA社の取引先ないしその関係者であって、原告に対してのみ、著しく低い価格で株式を譲渡する経済的合理性はない。 さらに、本件売買取引前後の事情として、①原告は実質的な金銭済的方式となく本件株式を取得日た、②原告が借入金の一部でも返済したという事実はなく、借長利息は本一大方で、円安期に借入金を返済して多額の為替差損をあって日本の銀行から借入を行い多額の為替差損を被められる。 以上のほか、本件売買取引が譲渡人側の相続・事業承継対策の一環として行われたものであることに適用のこれをしていない、など極めの相続・事業承継対策の一環として行われたものであることに適用においたのにこれをしていない、など極めの相続・事業承継対策の一環として行われたものであることに適用に表表を得られたのにこれをしていない。など極められる。 以上のほか、本件売買取引が譲渡人側の相続・事業承継対策の一環として行われたものであることに適用に活動を表現してきないと認められる。 以上のほか、本件売買取引がは第渡人側の相続を定めたし、超税負担の実は別を前提とした過用であることとは、相続税法7条のの趣旨による売り申込みという状況を前提として和してさることとは、相続税法7条のの動旨による売り申込みという状況を前提とされたものであり、A社の財務諸表等に表れた名観的数値を基礎とした合理的な手法にの適正な時価は、本件売買実例価額の平本件式の客観的時価を適切に反映しているものと認められるから、本件株式の適正な時価は、本件売買実例価額の平本件売買実例における電気である第一勧銀は、譲渡人側が相続・事業承継対策のために保有株式を譲渡である1株式の客観的時価を適切に反映しているものを記述を基礎とした合理的である。本件表買実例価額の平本件売買実例価額の下あり、このように売主側に売却すべき事情があることを知っていたものである第一勧銀は、譲渡人側が相続・事業承継対策のために保有株式を譲渡とより高い金額で取引する必要性は認められない。また、第一替銀の購入株価(1株当に20世間は特別である第一番銀の購入株価(1、株当に20世間は共同のであり、また、第一番銀の関係価(1、株当に20世間は共同のであり、第一番銀の関係価(1、株当に20世間は対して、20世間は対して、20世間に表する金額の購入株価(1、株当に20世間は対して、20世間は対して、20世間は対して、20世間は対して、20世間は対しないのであり、20世間は対して、20世間は対して、20世間は対して、20世間は対しないのであり、20世間は対して、20世間は対しないのであり、20世間は対して、20世間は対しないのであり、20世間は対しないのであり、20世間は対しないのでありに対しないのであり、20世間は対しないのでありに対しないのでありに対しないのでありに対しないのでありに対しないのでありに対しないのでありに対しないのでありに対しないのでありに対しないのでありに対しないのは対しないのに対しないのに対しないのに対しないのでは対しないのは対しないのに対しないのに対しないのに対しないのは対しないのでは対しないのでは対しないのでは対しないのでは対しないのでは対しないのでは対しないのに対しないのでは対しないのに対しないのではないのでは対しないのでは対しないのでは対しないのでは対しないのでは対しないのでは

り高い金額で取引する必要性は認められない。 また、第一勧銀の購入株価(1株当たり793円)は、評価通達に定める類似業種比準方式に準じて算出された価格により決定されたものであり、三菱銀行の購入株価(1株当たり796円)は、評価通達に定める類似業種比準方式に準じて算出された価格(806円)と決算上の純資産価額から算出された価額(796円)とを比較した上で決定されたものであるところ、両金融機関が採用(参照)した類似業種比準方式は、財務諸表に表れる客観的数値を基礎として算出され、取引相場のない株式の評価方法として、一般に、広く合理性の認められた手法であって、当事者の主観的要素に影響されるものではない。このことは、本件売買実例のうち第一勧銀及び三菱銀行以外の買主と譲渡人との間で売買されたA社の株価についても、同様の価格帯(1株当たり793円ないし796円)で取引されていることにも裏付けられる。原告が主張するように、本件売買実例が、金融機関側の主観的事情によって株価が決められたのであれば、本件売買実例が行われた後、本件売買実例における各金融機関等とA社との取引は、従来にも増して密接なものと

原告が主張するように、本件売買実例が、金融機関側の主観的事情によって株価が決められたのであれば、本件売買実例が行われた後、本件売買実例における各金融機関等とA社との取引は、従来にも増して密接なものとなり、取引量、シェアの拡大が図られてしかるべきところ、実際には、そのような状況は見られず、原告の主張する実績は、取引量が増減する中での一時点における数値を強調するものにすぎない。仮に、金融機関側に、A社との取引強化に向けた一般的な期待があったとしても、そのような期待は原告でも同様であって、これを取り立てて株価に影響を与える主題的事情と解する必要はない。

化に向けた一般的な期待があったとしても、そのような期待は原告でも同様であって、これを取り立てて株価に影響を与える主観的事情と解する必要はない。 さらに、法人税法では、無償による資産の譲受けについても益金に算入することになるので(法人税法を関当を持ていて、法人税法では、無償による資産の譲受けについても益金に算入することになるので(法人税 2条2項)、法人が合理的な理由なく資産を時価よりも低い価額で取得した場合には、原則として課務を書として課金となる。また、反対に合理的な理由なく時価を上回る価額で資産を購入して、受贈益として課金ととの売買価額の差額相関でのいては、反射に力に、原則といなり、そので、法人税法37条8項)、法人税の申告上、損金算入限度額を認える部分は損金の額に算入されて当たの、みるとは、現代表37条8項)、法人税の申告上、損金算入限。このように、法人税の所得の計算になるので、とになり、そのなるので、法人税が発生することに有額で取得した場合には、法人税の所得の計算に大きな影響を与えることに有額を決定することに有額で取得した場合には、法人税の所得の計算に大きな影響を与えるに、信題に対して、表別である。といる、表別である。といる、表別である。といる、表別の目前の目前の目前により、の情報を決定するようなのに、表別の目前のである。とは、表別の目前の主義を表すったであり、ために、表別の目前であるが、表別の目前の主義に関するが、本体の言文を表別の主義に関するが、本体の言文を表別の主義に関するが、本体の言文を表別である。といる、表別が存在する場合に、これが多数でないからといって、適正な時価を表すものと評価することができなくなるものではない。 はない。

被告が前記(1)アで主張する事情は、評価通達に基づく評価方式によらないことが正当と是認されるような特 別の事情に当たらない。

とができないことは明らかである。また、被告の援用する本件売買実例は、後記イのとおり、適切な売買実例であるとはいえない。 (ウ) 原告は、世代を超えてA社とD社との良好な取引関係を維持していくためには、原告がA社の株式を取得することで両社の関係を目に見える形にするのがベストであると考え、平成4年ころから譲渡人と株式取得の交渉を始めた。譲渡人は、持株会が設立されるまで、永年勤続した従業員やA社に貢献した従業員に対して株式を譲渡する「株100円という価格を配当還元価格である100円としてきたものであり、この価格を配当還元価格である100円としてきたものであり、この価格を配当で、1株100円という価格を算出した。他方、原告も、取得することとなる株式が63万株(持株比率6.6%ルセント)と僅少であったこと、非上場会社のため転売による利益に(キャピタルゲイン)も見込めなかったこと等から、A社は1株当たり5円から15円の配当を長年続けていたので、1株100円に設定すると、平均10パーセント程度のリターンが見込まれたので、この価格に納得したものである。 被告は、A社の取引先ないしその関係者であることでは本件売買実例に係る金融機関等と異なるところのない原告に対してのみ著しく低い価格で株式を譲渡することには経済的合理性がないと主張するが、見返り融資の利益が入ってくる金融機関と、配当から得られる利益に対する期待しか有しない単なる取引先とを同列にとらえることはできない。

ことはできない。 また、被告が本件売買取引前後の事情として縷々主張する点も、①原告が実質的な金銭的支出を行うことなく本件株式を取得したという主張が事実誤認であることは、前記(ア)で述べたとおりであり、②借入元金の返済をしていないのは、オーストラリアの銀行の融資金利が高く、第一勧銀が現状の条件で融資を継続してくれる限り、借入金をすぐに返済する合理性がないからであり、③為替差損も為替差益も、円建ての借入金債務が残存している限り発生せず、また為替は日々刻々変動していくものであり将来の推移など予測できるものではないから、いずれも失当である。イ本件売買実例における価格は、金融機関側の主観的事情に影響された価格であり、また不特定多数の取引事例であるともいえず、さらにより安価な持株会への売買事例が7件ある点からしても、本件売買実例が適切な売買実例であるとはいまない。

あるとはいえない。

ことは明らかである。

ことは明られてある。また、本件のように非同族株主から同族株主に対してなされた取引相場のない株式の譲渡について、相称代本7条のみなし贈与の規定を適用した課税処分は従来行っていなかったのに、本件の原告に対してのみ本件決定処分を行った被告の取扱いは、租税平等(公平)主義の派生原則である公平ないし中立性の原則に反し違法である。5 本件決定処分の適法性に関する争点②一理由の付記 原告は、本件決定処分の通知書には理由の記載が全くなく違法であると主張するのに対し、被告は、これを争

本件賦課決定処分の適法性に関する当事者の主張

被告の主張 本件賦課決定処分は,

(1) 被告の主張 ア 本件賦課決定処分は、適法になされた本件決定処分を前提として、国税通則法66条1項本文の規定に基づき、原告が本件決定処分により納付すべきこととなった贈与税額(ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額)2億9076万円に100分の15の割合を乗じて計算した4361万4000円の無申告加算税を課したものであるから、適法である。 イ 評価通達6項には、いかなる場合にもその定めが形式的・画一的に適用されるものではないことが明定されていたものである上、原告が本件株式の評価を誤るについては、我が国の贈与税の課税問題について、十分な準備と認識がないままに本件売買取引を行って、結果として贈与税の申告を行わなかったのであり、結局、原告の税法の不知・誤解によるものである。このような事情は国税通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由」に当たらない。 「20 原告の主理

原告の主張

(2) 原日の主服 ア 本件賦課決定処分は、違法な本件決定処分に基づいてされているので、違法である。 イ 仮に本件決定処分が適法であるとしても、評価通達によれば本件株式は配当還元方式により評価されるのであ り、それと異なる評価により課税されることを原告において知る余地もなかったのであるから、期限内申告書を提出し なかったことには「正当な理由」がある。 第3 当裁判所の判断

第3 当裁判所の判断
1 本件決定処分の適法性について
(1) 相続税法7条は、「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」において、当該対価と当該譲渡の時における当該財産の時価(相続税法第3章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額。なお、本件でものである。したがつて、財産の譲渡が当該譲渡の時における当該財産の時価との対象とするも、「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合には、それぞれの対象となる経済的利益が存在しないこととなるから、「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当しないことが明らかである。
(2) 相続税法7条にいう「時価」とは、同法22条にいう「時価」と同じく、財産取得時における当該財産の容成で対象を協的交換価値、すなわち、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合ですると認められる価額をいうものと解される。この点は、評価通達にも記載されているとおりである。として、財産の客観的交換価値は、必ずしも一義的に明確に確定されるものではないことから、課税実務には、原則として、評価通道の定めによって評価した価額を基礎資料の選択の仕方等により異なった評価額が生じるを避け難くままた、課税庁の事務負担が重くなり、回帰的、かつ、大量に発生する課税事務の迅速な処理が困難とのを避け難くままた、課税庁の事務負担が重くなり、回帰的、かつ、大量に発生する課税事務の迅速な処理が困難さるを避け難くままた、課税庁の事務負担が重くなり、回帰的、かつ、大量に発生する課税事務の迅速な処理が困難さるを避け難くまれがあること等から、あらかじめ定められた評価方法により画一的に評価する方が、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみて合理的であるという理由に基づくものである。したがつて、評価通道に定められた評価方法が合理的なものである限り、これは時価の評価方法として妥当性

ものではない。

て算定した価額によって評価することが正当化されるほどの客観性が備わっているかどうかという点であるところ、この点を肯定するに足りるだけの事情は認められないものといわざるを得ない。 もっとも、同族株主以外の株主という点では、第一節銀、三菱銀行及び富士銀行も原告と異ならないわけである。

するようには直ちには断定できない。 そうすると、本件売買実例におけるA社の株式の売買価額が、冒頭で記載したような意味での客観性を備えたものであるとはいえないから、この点に関する被告の主張は前提において失当である。 (8) 以上のとおりであって、被告の主張をすべて考慮しても、本件株式について評価通達に定められた評価方法によらないことが正当と是認されるような特別の事情があるとはいえない。したがって、本件売買取引は、相続税法7条の「若しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」には該当しないから、本件決定処分は違法であり、取消しを 免れない。

本件賦課決定処分の適法性について

前記1のとおり、本件決定処分が違法な処分として取り消されるべきものである以上、これを前提に行われた本 件賦課決定処分もまた違法な処分として取り消されるべきである。 第4 結 論

ジ上の次第で、原告の請求は理由があるから認容することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。 以上の次第で,

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 鶴 畄 稔

> 裁判官 古 田 孝 夫

> 裁判官 進 藤 壮一郎